

南相馬市一般廃棄物処理施設
整備に係る支援業務委託

委託仕様書

令和8年4月

南相馬市

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本業務は、過年度に「南相馬市一般廃棄物処理施設整備に伴う施設建設の在り方検討業務委託」で検討した事項をもとに実施する、建設候補地への住民説明会、処理システム検討に係る検討委員会及び分科会について、運営に関する各種支援を目的とする。

1. 2 業務の概要

(1) 業務委託名

南相馬市一般廃棄物処理施設整備に係る支援業務委託

(2) 委託場所

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地（市民生活部生活環境課）

(3) 委託期間

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 3 1 日

(4) 対象施設

- ・ ごみ処理施設
- ・ 粗大ごみ処理施設
- ・ リサイクル施設
- ・ 最終処分場
- ・ 付加価値施設

1. 3 委託の範囲

本委託仕様書は、本市が実施する「南相馬市一般廃棄物処理施設整備に係る支援業務委託」に適用するものとし、その業務内容は「第2章 特記仕様書」とする。

1. 4 疑義事項の対応

受託者は、本業務において仕様書の内容業務執行上疑義事項が生じたときは、速やかに委託者と協議すること。

1. 5 業務内容の変更

業務内容の変更は、委託者の指示によるものとする。また成果品に本仕様書に適合しない箇所が発見されたときは、委託者の指示により変更等を受託者の責任と費用負担で行うものとする。

1. 6 配置技術者

受託者は本業務の遂行にあたり、下記に掲げる要件を満足させる技術者を配置すること。なお、管理技術者、照査技術者、各担当技術者は兼務できないものとし、各々雇用継続期間1年以上の自社の正社員とする。

- (1) 管理技術者…技術士（衛生工学部門）
- (2) 照査技術者…技術士（衛生工学部門）
- (3) 主担当技術者…RCM（廃棄物）または技術士補（衛生工学部門）
- (4) 建築担当技術者…設備設計1級建築士及び建築設備士
- (5) 電気担当技術者…技術士（電気電子部門）
- (6) 過去5年以内に地方公共団体における「一般廃棄物処理施設の整備基本構想または整備基本計画策定業務」の業務実績があること。

1. 7 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行において知り得た内容については、秘密を守り第三者に漏らしてはならない

1. 8 関係法令の遵守

受託者は、本業務を遂行にあたり関係法令や指針等を遵守しなければならない。

1. 9 資料の貸与

業務に必要な資料については、委託者、受託者協議の上借用貸与できるものとする。また、貸与は書面をもって行い、資料は業務完了後に返却すること。

1. 10 提出書類

受託者は業務の着手及び完了に当たって次の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手時
委託業務着手届、配置技術者届、委託業務計画書、その他必要な書類
- (2) 完了時
委託業務完了届、成果品、電子データ、根拠とした資料

1. 11 施設内の立ち入りについて

受託者は、施設内へ立ち入る場所や工程について委託者と十分に協議し、事前に承認を得ること。万が一発生した損害等の処置はすべて受託者の責任で負うこと。

1. 12 審査及び引渡し

業務完了後は委託者の審査を受けなければならない。業務完了は、委託者の検査員の-

検査合格をもってとする。なお、納品後成果品に不備や不都合が発見されたときは受託者は速やかに訂正しなければならない。

1. 13 その他

本仕様書に記載のないことであっても業務遂行上必要と思われる事項については、委託者と協議の上、実施すること。

1. 14 成果品

受託者は業務の完了の際に以下の成果品を納品すること。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 上記電子データ | 1式 |

1. 15 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

第2章 特記仕様書

2. 1 建設候補地住民説明会支援

過年度の「南相馬市一般廃棄物処理施設整備に伴う施設建設の在り方検討業務委託」で選定された建設候補地について、本市で実施をする住民説明会に関して、地元住民向けの説明資料の作成及び住民説明会への出席、資料説明・質疑回答の支援、議事録(全文1種、要点1種)の作成を行うものとする。

説明資料は、候補地選定の経緯、当該候補地の優位性、当該候補地に施設を立地させた場合の利点、地元貢献のあり方、今後の進め方等を含むものとする。

また、具体性を付与するため、イメージパース(3施設分)の作成も行うこと。

1) 説明資料作成

2) 説明会開催支援

説明会等は、3回の開催を予定している。

回数については、変更協議の対象とする。

2. 2 処理システム選定に係る検討委員会及び分科会支援

過年度の「南相馬市一般廃棄物処理施設整備に伴う施設建設の在り方検討業務委託」で検討された処理システム案について、引き続き本市にとって最適な処理システムを検討していくための検討委員会及び分科会についての説明資料の作成及び各委員会への出席、資料説明・質疑回答の支援、議事録(全文1種、要点1種)の作成を行うものとする。

1) 説明資料作成

2) 検討委員会及び分科会開催支援

検討委員会及び分科会は、10回(委員会5回、分科会5回)の開催を予定している。

回数については、変更協議の対象とする。

2. 3 報告書作成

住民説明会、検討委員会及び分科会にて作成した説明資料、説明会等での議事要旨等を取りまとめ、実施報告を作成する。

実施報告には行政側の意思決定に資するため、専門的見地からの考察を付すものとする。

2. 4 打合せ及び協議

打合せ及び協議については、初回・納品時を対面とし、中間協議はWEB会議により実施する。

以 上